



バイヒルズSR通信

バイヒルズ社労士事務所

〒221-0052 横浜市中区栄町 1-1 KDX 横浜ビル 6 階

TEL: 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)

<https://www.bayhills-sr.jp>



【今月の一言】

先日、携帯電話を新しくしたのですが、店内は新生活の準備をする学生さんたちで大盛況でした。私は私でプラン変更や電気・ガスのおまとめなどもあり、待ち時間を含めて端末を受け取るまでに、なんと 4 時間。さすがに少し疲れてしまいましたが、春の風物詩に加わることができたような気持ちになりました。

新年度は新しいスタートの季節でもあります。私も気持ちを新たに、今月も頑張っていきたいと思えます。

それでは今月もバイヒルズSR通信をお届けいたします。
(事務員 S)

4 月から在職老齢年金支給停止の基準額が「65 万円」に変わります

◆在職老齢年金の概要と改正

2026 年 4 月から、在職老齢年金制度の基準額が改定されます。

在職老齢年金とは、働きながら年金を受け取る高齢者に一定額以上の報酬がある場合、老齢厚生年金の一部または全部を支給停止する仕組みです。

これまで年金額が調整(支給停止)される基準額(賃金+老齢厚生年金)は月「51 万円」でしたが、月「65 万円」へ引き上げられます(2026 年度。賃金の変動に応じて毎年改定)。

対象となるのは老齢厚生年金のみで、老齢基礎年金は減額されません。支給停止額の計算は月単位で行われ、基準額を上回った部分の半額が支給停止されます。

この改正により、収入が一定以上でも年金の減額が生じにくくなります。

≪改正後の年金支給額の計算方法(月額)≫

A 基本月額+総報酬月額相当額=65 万円以下
→全額支給

B 基本月額+総報酬月額相当額=65 万円超

→
基本月額-(基本月額+総報酬月額相当額-65 万円)÷2

◆従業員説明のポイント

次の点を押さえて説明するとよいでしょう。

- ・基準額が 65 万円に引き上がるため、働き方の幅が広がる:「収入が増えると年金が減るのでは」という不安を和らげます。
- ・給与は減らず、調整対象は老齢基礎年金のみ
→誤解されやすいため、明確に説明すると安心感が高まります。
- ・年金額の具体的な試算は「ねんきんネット」で可能
→従業員ごとに状況が異なるため、個別試算を案内すると理解が進みます。

高齢従業員の働く意欲を後押しする改正です。経験豊富な人材の活躍を支える機会へとつなげていきましょう。

【参考】在職老齢年金制度が改正されます

2026 年 4 月からここが変わる！ 協会けんぽの健康診断

2026 年 4 月から協会けんぽの健康診断の内容が、次のとおり変わることになりましたので、お知らせします。

◆人間ドック健診の補助新設

35 歳～74 歳の被保険者は、人間ドック健診に最高 25,000 円の補助が出ます。

検査項目は、生活習慣病予防健診に「血液の詳細な検査」「眼圧検査」「医師による健診結果の説明」などを加えた項目です。

健診の選択肢が広がることになります。

◆若年層を生活習慣病予防健診の対象に

生活習慣病予防健診の対象者を従来の 35 歳～74 歳から拡大して、20 歳、25 歳、30 歳の被保険者も対象とします。

検査項目は、生活習慣病予防健診から「胃・大腸の検査」を省略(自己負担額 2,500 円(上限)で受診可能)した項目です。

若いうちから自身の健康に向き合う機会が増えることになります。

◆骨粗鬆症検診の新規導入

40 歳～74 歳の偶数年齢の女性被保険者を対象として、問診および腰や腕、かかとなどで骨量(骨密度)を測定する検査が補助対象に追加されます。

自覚症状がない骨粗鬆症を早期に発見することができるようになります。

◆「節目健診」の導入

従来の 35～74 歳の被保険者を対象とした一般健診および付加健診の検査項目を統合し、新たに「節目健診」を新設します。対象は、40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・65 歳・70 歳の方です。

◆被扶養者に対する健診の拡充

2027 年度からは、被扶養者に対する健診について、被保険者に対する人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充します。

これを機に職場に周知されてはいかがでしょうか。

【参考】新しい健診のお知らせ(全国健康保険協会)

4 月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10 日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額納付
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降採用の労働者がいる場合＞
[公共職業安定所]

15 日

○給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出
[市区町村]

30 日

○預金管理状況報告の提出
[労働基準監督署]

○労働者死傷病報告の提出
＜休業 4 日未満、1 月～3 月分＞
[労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出
[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出
(雇用保険の被保険者でない場合)
＜雇入れ・離職の翌月末日＞
[公共職業安定所]

○公益法人等法人住民税均等割申告納付
[都道府県・市町村]

○固定資産税・都市計画税の納付
＜第 1 期＞
[郵便局または銀行]

※都・市町村により異なる月の場合がある

○土地価格等縦覧帳簿
・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間
(4 月 1 日～20 日または第 1 期目の納期限までの期間)